

独立行政法人日本スポーツ振興センター運営点検会議規程

(平成 28 年 3 月 10 日平成 27 年度規程第 38 号)

改正 平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 94 号 平成 30 年 3 月 29 日平成 29 年度規程第 31 号
令和 2 年 11 月 11 日令和 2 年度規程第 18 号 令和 4 年 3 月 1 日令和 3 年度規程第 36 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成 24 年度規則第 1 号)第 9 条の 2 第 2 項に基づき、運営点検会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 会議は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を行うため、内部統制の推進状況や課題、業務の取組状況等を審議する。

(会議の構成)

第 3 条 会議は、センター役職員以外の学識経験者又は専門的知識を有する者からセンター理事長が委嘱した者(以下「委員」という。)により構成する。

- 2 会議は委員 10 人以内で組織する。
- 3 会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とし、再任は妨げない。ただし、任期途中で欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 5 条 会議は理事長が招集する。

- 2 前項の場合において、委員長が必要と認めるときは、Web 会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した会議を開くことができる。
- 3 会議は、過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、第 3 条に定める委員のほか、必要に応じてセンター役職員以外の学識経験者又は専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 センターの役職員は、会議に出席し、意見を述べるができる。
- 6 やむを得ない事由により会議を開くことができない場合において、委員長が必要と認めるときは、書面による審議を行うことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は、経営戦略室において処理する。

(運営の細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の議事運営に関して必要な事項は、会議において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月10日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項にかかわらず、委嘱等の開始日から平成30年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月31日平成27年度規程第94号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日平成29年度規程第31号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月11日令和2年度規程第18号)

この規程は、令和2年11月11日から施行する。

附 則(令和4年3月1日令和3年度規程第36号)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。